省令

○国土交通省令第四号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項、第三条第二項、第四条第一項第一号及び第三号（これらの規定を同法第五条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第三項（同法第十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）、第七条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）、第十条第二項、第十三条第一項から第四項まで、第七項及び第九項並びに第二十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、航路標識法施行規則及び船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

航路標識法施行規則及び船員法施行規則の一部を改正する省令

（航路標識法施行規則の一部改正）

第一条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

第一節　灯光、音響又は電波の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理（第二条―第十四条）

第二節　灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理（第十五条―第二十六条）

第三節　雑則（第二十七条）

第三章　雑則（第二十八条・第二十九条）

附則

第一章　総則

第一条を次のように改める。

（航路標識）

第一条　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。）第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　灯台（灯光の光度（実効光度が光度より小さい場合にあっては、実効光度。以下この条において同じ。）が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項及び別表第一において同じ。）

二　灯標（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

三　灯浮標（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

四　導灯

五　指向灯

六　照射灯

七　施設灯（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

八　橋梁灯（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

九　立標（標体（航路標識の頭標（航路標識の最上部に掲げられる形象物をいう。以下同じ。）以外（灯火を有する航路標識にあっては、頭標及び灯火以外）の平均水面より上方の部分（基礎の上面が平均水面より高い航路標識にあっては基礎の上面より上方の部分、第三号及び次号に掲げる航路標識にあっては水面より上方の部分）をいう。以下同じ。）の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十　浮標（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十一　導標

十二　橋梁標（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十三　霧信号所

十四　無線方位信号所

十五　ディファレンシャルＧＰＳ局（ディファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識をいう。第六条第一項第十六号において同じ。）

十六　ＡＩＳ信号所（ＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。第六条第一項第十七号において同じ。）

十七　船舶通航信号所（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識をいう。第六条第一項第十八号において同じ。）

十八　潮流信号所

第一条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

第一節　灯光、音響又は電波の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理

第五条を削る。

第四条中「第一条、第三条及び第七条に規定する」を「法第三条第一項及び法第五条第一項の」に、「各本条」を「法第三条第二項並びに第二条、第三条及び第九条」に改め、同条を第五条とする。

第三条を削る。

第二条中「前条」を「法第三条第一項の許可」に、「船舶通航信号用機器又はＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。以下同じ。）用機器」を「ディファレンシャルＧＰＳ用機器、ＡＩＳ信号用機器、船舶通航信号用機器又は潮流信号用機器」に、「同条」を「第二条第一項の申請書及び同条第二項」に改め、同条を第四条とし、第二章第一節中同条の前に次の二条を加える。

（設置の許可申請）

第二条　法第三条第一項の許可を受けようとする者は、第一号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面

二　航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類

三　航路標識の全体を示した側面図

四　航路標識の機器の構成を示した図面

五　第二号様式による告示要項書

（申請書の記載事項）

第三条　法第三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　設置の目的

二　航路標識の供用開始の予定期日

三　その他参考となるべき事項

第六条及び第七条を次のように改める。

（位置、構造及び設備の基準）

第六条　法第四条第一項第一号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　既設の航路標識の機能を損なわないように設置すること。

二　航路標識の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建築物、植物その他の物件により当該航路標識の機能が損なわれないように設置すること。